

川口市安行霊園基本方針

令和4年3月

川 口 市

目 次

第1章 策定の背景	1
1. 経緯と背景	1
2. 方針策定の検討事項	1
第2章 墓地を取り巻く社会背景	3
1. 墓地に関する社会動向	3
第3章 本市霊園の現況	5
1. 安行霊園の概要	5
2. 墓地等の供給状況	7
第4章 本市霊園の課題	8
1. 本市霊園の課題	8
第5章 民間墓地の現況	9
1. 民間墓地の現況	9
第6章 墓地行政の方針と取り組み	10
1. 基本理念	10
2. 基本方針と取り組み	10
3. 今後の予定	18
<用語の解説>	19

第1章 策定の背景

1. 経緯と背景

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、令和2年1月には約1億2,800万人となっています。出生数は年々減少する一方、高齢者数は増加しており、同年総人口の約28.5%を占めています。本市においても、令和12年をピークに人口減少に転じるとともに、急速に高齢化が進むものと予測されます。

超高齢社会に突入し、墓地需要の増加が見込まれる一方、少子高齢化や核家族化が進む中で「子や孫などの跡継ぎに負担をかけたくない」「日常的なお墓の管理が負担である」など、葬送に対する考え方や墓地*のあり方に変化がみられます。本市においても、近年は合葬式墓地*等に関する問い合わせや相談が増えています。

本市では唯一の公営墓地（霊園）*である「川口市安行霊園」の管理運営を行うとともに、民間墓地（霊園）*の経営許可等により墓地行政の運営に取り組んできました。

安行霊園では区画墓地*284区画、遺骨を一時安置するための納骨堂*728壇を備えていますが、区画墓地については飽和状態であり、返還された区画を再公募するのみとなっています。また、当霊園は開設から50年以上経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。

このような背景から、誰もが安心して利用できる霊園となるよう、市営墓地に求められる役割を整理して今後の適正な墓地行政を進めていくため、「川口市安行霊園基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

「*」が付いた単語は用語の解説があります。

2. 方針策定の検討事項

本方針は中～長期的な観点から墓地行政の基本的な方向性を示すものとなります。そのため、今後20年先の情勢を考慮しつつ、施策や方針を検討するものです。

本方針の策定にあたり、墓地や葬送問題、死生学、民俗学、宗教学、都市計画やまちづくり等に関する学識経験者及び地域の状況に詳しい有識者で構成された「川口市安行霊園基本方針等検討委員会」を設置し、以下の観点に基づき検討を進めました。また、事前準備として、市民意識調査や需要予測調査等を目的とした「川口市安行霊園施設整備に係る調査」を令和元年度に実施しております。

①墓地を取り巻く社会背景

少子高齢化や核家族社会における葬送に対する考え方や墓地のあり方等、社会背景を整理する。

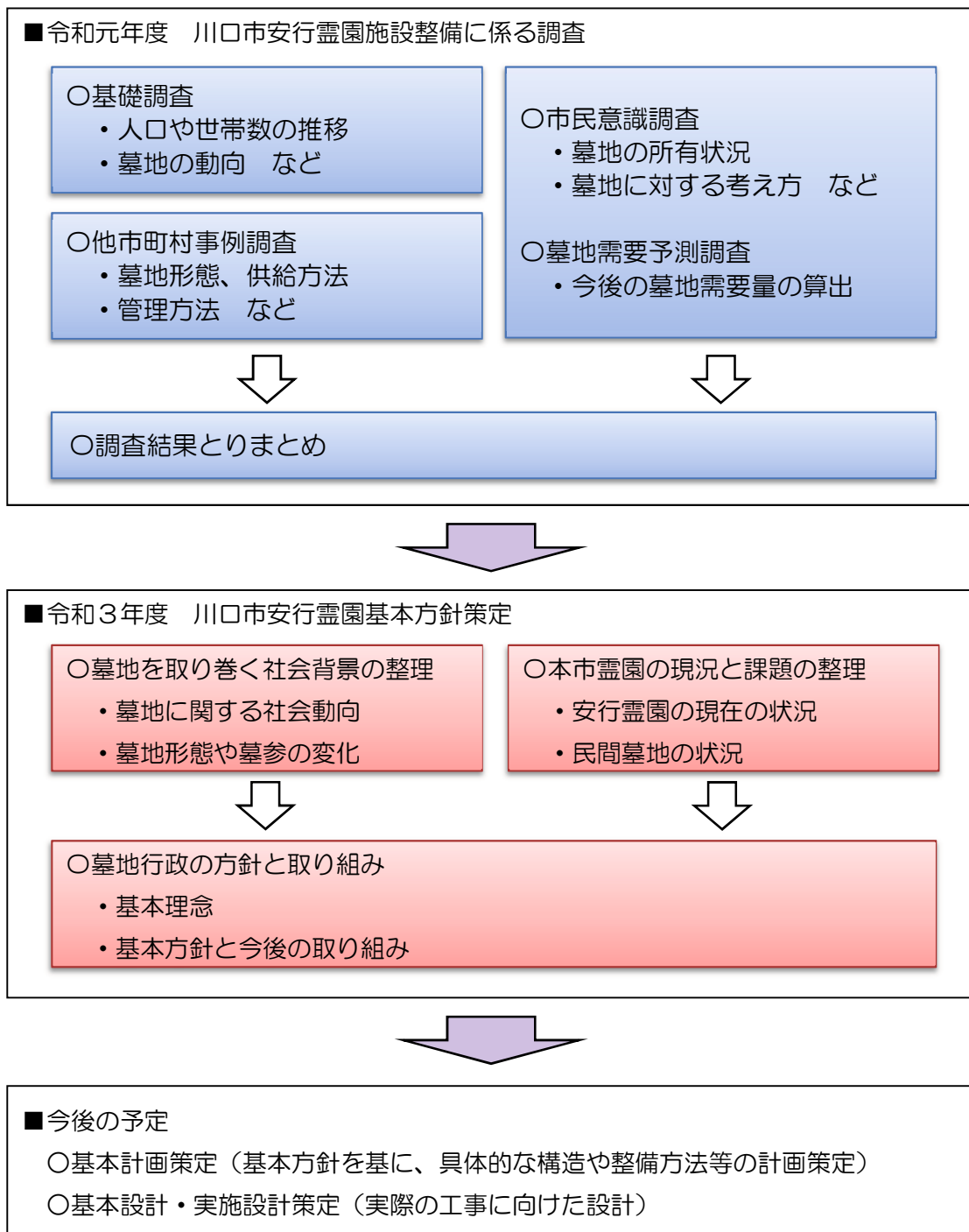
②本市霊園の現況と課題

本市における墓地に関する市民ニーズを整理する。また、本市霊園及び民間墓地について、施設・利用・管理の側面における現況及び課題をまとめる。

③今後の墓地行政の方針と取り組み

本市霊園の運営方針や必要とされる設備のほか、市営霊園だけではカバーできない需要などにおける民間墓地との住み分けについて等、今後の墓地行政のあり方についてまとめる。

<調査・検討フロー>



第2章 墓地を取り巻く社会背景

1. 墓地に関する社会動向

(1) 少子化・核家族化等による承継*への不安

経済成長期における大都市を中心とした都市への人口集中と核家族化の進行は、人々の生活様式や人間関係をめぐる意識の変化をもたらしました。その後、安定成長期における少子高齢化の進展を経て、単身世帯の増加や超高齢社会へと進んでいます。

墓地については、墓所*を定期的に管理することを負担に思う人がいるのも事実であり、墓所を継ぐ人（承継者）がいなくなることで、やがては無縁化が増加することが懸念されます。こうしたことから、承継を前提としない合葬式墓地や樹木型墓地*等が人々の関心を呼んでいます。

＜検討の視点＞

- ・少子化、核家族化、人口移動等による承継者不足
- ・墓所の承継者不在等から生じる無縁化の防止

(2) 墓地への意識の変化

これまでは先祖代々受け継がれる家族単位の墓が一般的でしたが、少子高齢化、核家族化、非婚化等の家族形態の大きな変化により、夫婦単位、個人単位の墓への需要の高まりが生じています。血縁関係で埋蔵*される墓所形態から、血縁を超えた集合型の個人墓など新たな形態の墓所も生まれています。

＜検討の視点＞

- ・人口動向、家族形態の多様化をふまえ、家族の墓に留まらない血縁を超えた集合型の個人墓等、需要に対応した墓所形態の供給

(3) 墓地の費用や維持管理に対する意識

都市部では区画墓地や公園墓地*などの平面的な墓地とするための用地を確保することは容易ではなく、必然的に整備に係る費用も高額となってしまいます。他方、消費者としても、将来的に墓地の取得を希望していても費用面から難しいといった現状もみられます。

このため、民間では集合型墓所や、交通の便がよい鉄道駅近傍に納骨堂のビルを建てるなどして、個別の直接参拝を提供しつつ小型化して低廉で提供するものが増えて来ています。また、合葬式墓地を利用する人々の生前のコミュニティ活動を組織化する施設もみられます。

自治体においても、墓地に対する信頼感を醸成し、安心できる墓地を市民に提供するために、安価で維持管理の容易な合葬式墓地等の共同型の墓地の導入が進められています。

＜検討の視点＞

- 費用負担が抑えられ、安心して利用できる施設の提供

(4) 墓参環境の充実、遠方墓参の敬遠、改葬*の増加

彼岸と盆、命日を主とする墓参は現在でも変わらない基調となっています。そのため、年間を通じて来園者が利用しやすい霊園づくりが求められます。

一方では、所有するお墓が地方にある場合、遠方への墓参は負担が大きく敬遠する傾向もみられます。民間企業による代理墓参サービスといったビジネスも始まっていますが、お墓を居住地の近くへ移す改葬を考える人も増えてきています。

＜検討の視点＞

- 参拝者向けの休憩施設等の充実、安心して利用しやすい環境の整備
- 遠方の墓地からの改葬や承継者のいない場合の改葬への対応の検討

第3章 本市霊園の現況

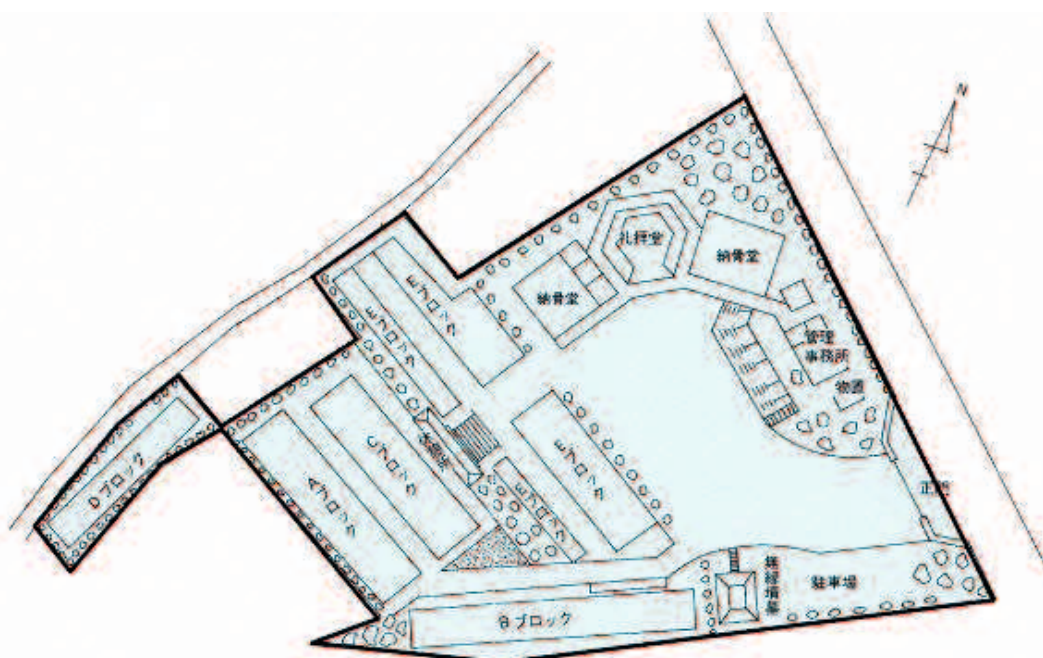
1. 安行霊園の概要

(1) 概要

安行霊園の概要は以下のとおりです。

項目	内容
施設名	川口市安行霊園
所在地	川口市大字安行吉岡 1392 番地
開園	昭和 41 年 8 月 31 日
面積	敷地面積：5,360.26 m ² 建築面積：419.22 m ² （納骨堂：226.80 m ² 、礼拝堂 146.37 m ² 、管理棟 36.45 m ² 、廊下 9.60 m ² ）
区画墓地	284 区画（約 3 m ² /区画）
納骨堂	728 壇（大壇 10、中壇 60、小壇 658）
礼拝堂	法要を行う設備（20 名程度収容可能）
駐車場台数	20 台
開園時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時（休園：年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日）
使用条件	1. 川口市に住民登録があるかたで、自ら祭祀をつかさどることができるかた。 ※墓地は使用許可を受けた後に市外転居等した場合でも引き続き使用可。 2. 現に焼骨を所持しているかた。

■施設図



(2) 本霊園の墓所形態

形態	写真・状況
区画墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓石を建てて遺骨を埋蔵する墓地。 ・ 場所（区画）を使用許可するものとし、墓石等は使用者が用意します。 ・ 墓じまいや移転をする場合は原状回復のうえ区画を市に返却します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>
納骨堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までに埋蔵や収蔵*を行っておらず自宅等で安置している遺骨を、墓地等が決まるまでの間、一時的に安置する施設。 ・ 使用期間を定めていますが、期限までに移す先の墓地等が決まらない場合は更新も可としています。 ・ 収蔵する遺骨の数に応じて使用するサイズが選択できます。 ・ 普段は壇毎に施錠をしており、参拝の際は管理人が鍵を開けます。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
無縁墳墓*	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅死亡人*等の身元不明の方の遺骨や、本霊園に収蔵されており使用者死亡等により引取先のない遺骨を納める施設。

(3) 使用料及び管理料

種 別		期 間	使用料	管理料 (年間)	備 考
区画墓地	市内	—	336,000 円 (H27 公募時)	1,650 円	3 m ² /区画
	市外			2,470 円	
納 骨 堂	大壇	3 年	36,300 円	—	骨壺 3 つ分
	中壇	3 年	24,700 円	—	骨壺 2 つ分
	小壇(上)	3 年	10,450 円	—	骨壺 1 つ分 ※短期保管壇は小壇と同型
	小壇(中)	3 年	12,100 円	—	
	小壇(下)	3 年	9,350 円	—	
	短期保管壇	1 年	2,750 円	—	
礼 拝 堂	市内	午前・午後	1,650 円	—	壺園使用者のみ
	市外	午前・午後	2,470 円	—	利用可能

※「市内」「市外」：使用者の所在地により金額が異なります。(納骨壇は市内在住者のみ)

2. 墓地等の供給状況

(1) 現在の使用状況

種別	区画数・壇数	使用数・率 (R3.3.31 時点)
区画墓地	284 区画	281 区画 (98.9%)
納 骨 堂	728 壇 <ul style="list-style-type: none"> ・大壇：10 壇 ・中壇：60 壇 ・小壇：658 壇 	580 壇 (80.0%) <ul style="list-style-type: none"> ・大壇：9 壇 (90.0%) ・中壇：58 壇 (96.7%) ・小壇：513 壇 (78.0%)

(2) 墓所の整備状況

種別	増設状況
区画墓地	50 区画 (S41) → 166 区画 (S43) → 244 区画 (S55) → 284 区画 (S59)
納 骨 堂	378 壇 (S41) → 268 壇 (S57) → 578 壇 (H6) → 650 壇 (H10) → 728 壇 (H26)

(3) 区画墓地の公募状況

近年では一定数の返還が生じた場合に公募を行っています。

年度	H10 年度	H27 年度
公募区画数	3 区画	12 区画
使用料 (1 区画あたり)	300,000 円	336,000 円
申込件数 (倍率)	95 件 (31.7 倍)	85 件 (7.1 倍)

第4章 本市霊園の課題

1. 本市霊園の課題

(1) 公営墓地としての墓地需要への適切な対応

高齢化の顕著な進行に伴い死亡者数の増加が見込まれることから、新たな墓地需要が継続的に発生することが予測されます。一方で、本市の市営霊園は安行霊園の一箇所であるが、区画墓地は飽和状態にあり、墓地の供給は返還された区画に限られていることから、公的な役割としての墓地需要に応えられていないという状況です。

葬送に対する考え方や墓地のあり方が多様化している中、本市霊園においても合葬式墓地など新しい墓地形態のニーズへの対応が求められます。また、既に遺骨を自宅等で安置しており、お墓等に納めたいと希望する場合など、市民が必要とする時にお待たせすることなく墓地等を提供できるよう公的な役割としての仕組みづくりも必要となります。

<課題解決に向けた視点>

- ・飽和状態にある安行霊園における、公的な役割としての墓地需要への対応
- ・少子高齢化や核家族化の進展による多様な墓地形態のニーズへの対応
- ・公的な役割として、市民が必要とする時に提供できる仕組みづくり

(2) 受益者負担等の公平性の確保

安行霊園では他自治体の公営墓地と比べて、使用料や管理料は低い水準にあり、既に使用している人のみが低い料金で使い続けることは、結果的に受益者負担の観点から不公平感が生じてしまいます。限られた敷地で市の財産として有効に活用していくためには、不公平感の解消と持続的な墓地運営が求められています。

<課題解決に向けた視点>

- ・使用料や管理料が低い水準にある等、受益者負担の観点を踏まえた公平で持続的な墓地運営

(3) 市民誰もが利用できる墓地の検討

安行霊園は現状では拡張が難しく、限られた敷地内で市民誰もが利用できるようにするには、空間を上手に活用することが前提となります。そのため、区画墓地の小型化や期限を設けることによる循環利用のほか、納骨堂においては利用頻度の少ない礼拝堂や管理事務所等の集約化や再配置を図り、合葬式墓地や緑地・休憩のためのスペースを生み出す等、より多くの市民が利用できる墓地の検討が必要となります。

＜課題解決に向けた視点＞

- ・施設の集約化や再配置による、市民誰もが利用できる墓地の検討

（４）利用者の利便性向上を踏まえた施設の更新

開園後 50 年以上が経過し、施設の老朽化が顕著となっていることに加え、トイレや休憩所、園路はユニバーサルデザインに適合していない箇所もあることから、すべての利用者が快適に利用できるための見直しが必要となります。

また、安行霊園が市民に愛されるよう、散策や憩いのスペースなど、公園墓地としての視点を踏まえた検討も求められます。

＜課題解決に向けた視点＞

- ・施設全体の老朽化対策及びユニバーサルデザインに対応
- ・散策や憩いのスペースなど、広く親しみを持てる空間としての視点を踏まえた検討

第 5 章 民間墓地の現況

1. 民間墓地の現況

川口市内の民間墓地は、市営墓地である安行霊園の受け入れに限られるなか、墓地需要を受け止める主要な担い手となっています。

市内には、寺院型墓地*と事業型墓地*を合わせ 129 か所の墓地と 6 箇所の納骨堂があり、それらの区画数は約 41,000 基、約 3,000 壇となっています。

■民間墓地・納骨堂区画数(令和 3 年 9 月 1 日現在)

【墓 地】

種別	件数	区画数	備考
寺院型	115	24,694	一部区画数不明
事業型	14	16,491	
合計	129	41,185	

【納骨堂】

種別	件数	区画数	備考
宗教法人経営	6	2,968	

第6章 墓地行政の方針と取り組み

1. 基本理念

安行霊園の再整備に向け、以下を基本理念とします。

＜ 基本理念 ＞

『 安行の緑に包まれ、誰もが安らげる場所 』

川口市総合計画（後期基本計画 2021～2025）では、「誰もが安心して生活できる環境づくり」として、子どもから高齢者まで、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができる環境を整えることを施策の取り組みとしています。

また、本市は外国籍の方々も多く住まれ、今後も増加していくと推測されます。グローバル化が進む時代においては、葬送に関しても文化の違いを尊重し、理解し合うことが大切となります。

このことを踏まえ、いずれ生じる墓地問題については、家族やお金の有無、国籍、死因などに関わらず、亡くなった方の誰もが安心して眠れ、自治体と市民等、皆で故人を弔うことができるよう墓地環境を整えることを目標とします。

本市霊園は、緑豊かな安行の地で、ゆったりと落ち着いた空間の中で故人と語り合う場所、故人を知る者同士が故人の生前を語り合い思いを馳せる場所となるとともに、地域の方々も気軽に訪れ親しまれる場所となることを目指します。

2. 基本方針と取り組み

墓地を取り巻く社会背景や安行霊園が抱える課題等の解決に向け、以下の基本方針に基づき取り組みを進めていきます。

（1）基本方針

《基本方針1》公営と民間の役割分担による公平で安定した墓所の供給への取り組み

本市では民間墓地が一定数あることから、公営と民間の役割分担を踏まえた墓地需要の対応が求められると考えます。

市営霊園においては、市民誰もが安心して使用できる施設を整備するとともに、受益者負担の原則を踏まえた公平な墓地運営を行えるよう取り組みを進めていきます。

また、本市は全国的に見ても外国籍の住民が多い自治体となっています。墓地に対する考

え方はそれぞれですが、霊園の使用を希望される方には、これまでと同様、国籍等を問わず市民であれば誰でも申し込める環境にあることが不可欠となります。

民間墓地においては、引き続き、公営だけでは対応しきれない、希望に沿った立地であることやデザイン、きめ細やかなサービス等といった付加価値を求める方々の墓地需要に対する供給の担い手となっていただけることを期待します。

《基本方針2》社会状況の変化に対応した新たな墓地形態への取り組み、循環型管理運営の推進

社会状況の変化に伴う墓地に関する多様なニーズに対応した取り組みの一つとして、承継者を必要としない合葬式墓地等の整備を推進していきます。また、区画墓地の有期限化や返還の促進による循環利用など効率的な運用及び維持管理等の方法を検討していきます。

《基本方針3》地域の特性を踏まえた市民に親しまれる場の形成

整備のための初期費用や維持費を考慮しつつ、安行の自然や園芸文化等を活かし、広く市民に親しまれるような空間を持ち合わせた霊園づくりを目指します。

(2) 具体的な取り組み

1) 使用料や管理料の見直し

受益者負担の原則を踏まえ、公平で持続的な墓地運営の観点から使用料や管理料の見直しを検討します。

2) 区画墓地に関する取り組み

墓所数の慢性的な不足状況に対応し、循環利用・返還対応の効率的な仕組みづくりを検討します。

【取り組みの一例】

- ・区画墓地使用者の合葬式墓地への優先申込みや、移転・墓じまい費用の補助等を設ける
- ・返還された区画の細分化
- ・返還された区画の再貸付時に使用期限を設ける

3) 納骨堂と合葬式墓地に関する取り組み

【納骨堂と合葬式墓地の需要について】

現在の安行霊園の区画墓地は飽和状態にある一方、超高齢社会において公的な役割として墓地需要に応える規模を確保することが求められます。安行霊園に限られた敷地であることから、現在の霊園内で納骨堂等の整備が想定される場所の面積で大まかな試算を行った結果、約3,300～9,000体の骨壺が安置できる規模と想定されます。

① 納骨堂

- ・現在の納骨堂と同様、納める墓地等が決まるまでの間、遺骨を期限付きで一時的に安置することができる施設とします。
- ・現在の納骨堂、礼拝堂、管理事務所はそれぞれ別棟となっており、改修にあたっては複合化し、土地の有効活用を図ります。

【収蔵数向上の一例】

- ・個々の壇内に位牌等を安置するスペースを設けないことで一壇あたりのサイズを小さくして収蔵数を増やす
- ・個々の壇の前でお参りをする直接参拝から慰霊碑等への間接参拝とし、建物内の通路部分等を収蔵スペースに充てて収蔵数を増やす
- ・有期限収蔵として、期限を過ぎても改葬先が無い場合等は必要に応じて合葬式墓地の利用を案内する

② 合葬式墓地

- ・遺骨を骨壺から布袋等に納め替えて合葬（埋蔵）するスペースと、合葬スペースに納めるまで一定期間骨壺の状態でも個別安置する施設とします。
- ・慰霊碑型や樹木型等、本市霊園にとって最適と考えられる方式を検討します。
- ・一定期間個別安置を希望する場合（10年あるいは20年を想定）や、一時安置せずに「墓じまい」等で他の墓地等から直接合葬を希望する場合が考えられることから、それぞれのニーズに応えることができる設備となるよう検討します。

③ 礼拝堂

- ・年間の利用件数が20件程度であることから、利用率の低い礼拝堂は規模の縮小あるいは休憩施設と兼用する等、運用方法を検討します。

④ 管理事務所

- ・必要な機能を納骨堂や合葬式墓地、礼拝堂等の施設と併せた複合化施設とし、管理運営の効率化を図ります。

■納骨堂と合葬式墓地の検討例

- ・以下の3案は検討のための一例であり、いずれかの案に決定するものではありません。
- ・本図は施設構成を表した図であり施設の形状・面積は示していません。また、安置可能数は目安となります。

①建物型施設	②テラス型施設	③庭園型施設
<p style="text-align: center;">断面図 (A-A')</p> <p style="text-align: center;">断面図 (B-B')</p>	<p style="text-align: center;">断面図 (A-A')</p> <p style="text-align: center;">断面図 (B-B')</p>	<p style="text-align: center;">断面図 (A-A')</p> <p style="text-align: center;">断面図 (B-B')</p>
<p>■納骨堂・合葬式墓地の構成及び基数</p> <p>【納骨堂】・納骨スペース [2階建] : 800体~3,700体 (骨壺)</p> <p>【合葬式墓地】・合葬室 [2階建] : 5,300体 (骨壺)</p> <p>・合葬(埋蔵)スペース [地下式] : 18,000体 (布袋等)</p> <p>【合計】骨壺 : 6,100体~9,000体、合葬 (布袋等) : 18,000体</p>	<p>■納骨堂・合葬式墓地の構成及び基数</p> <p>【納骨堂】・納骨スペース [2階建] : 800体~3,700体 (骨壺)</p> <p>【合葬式墓地】・合葬室 [2階建] : 5,300体 (骨壺)</p> <p>・合葬(埋蔵)スペース [地下式] : 18,000体 (布袋等)</p> <p>【合計】骨壺 : 6,100体~9,000体、合葬 (布袋等) : 18,000体</p>	<p>■納骨堂・合葬式墓地の構成及び基数</p> <p>【納骨堂】・納骨スペース [2階建] : 800体~3,700体 (骨壺)</p> <p>【合葬式墓地】・合葬室 [1階建・屋上緑化] : 2,500体 (骨壺)</p> <p>・合葬(埋蔵)スペース [地下式] : 18,000体 (布袋等)</p> <p>【合計】骨壺 : 3,300体~6,200体、合葬 (布袋等) : 18,000体</p>
<p>■管理施設構成及び景観等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所、倉庫、休憩所、礼拝スペース (約 150㎡) ・合葬式墓地は2階建とし、建物をシンボルとした景観 (緑地は比較的少ない) 	<p>■管理施設構成及び景観等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所、倉庫、休憩所、礼拝スペース (約 150㎡)、屋上テラス ・管理施設を屋上テラスとして緑化 (緑地は比較的多い) ・散策路を設定可能 	<p>■管理施設構成及び景観等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所、倉庫、休憩所、礼拝スペース (約 150㎡) ・合葬式墓地を1階建とし、屋上緑化 (緑地は比較的多い)

※「納骨堂」…納める墓地等が決まるまでの間、骨壺を期限付きで一時的に預かる施設

※「合葬室」…最終的に合葬スペースに埋蔵するまでの間、一定期間骨壺を個別安置する施設

※「合葬(埋蔵)スペース」…遺骨を布袋等に納めて埋蔵する施設 (埋蔵後の取り出しは不可)

■各施設例のイメージ図



【①建物型施設イメージ】
墓地公園複合霊堂（浦安市）



【②テラス型施設イメージ】
平尾霊園（福岡市）

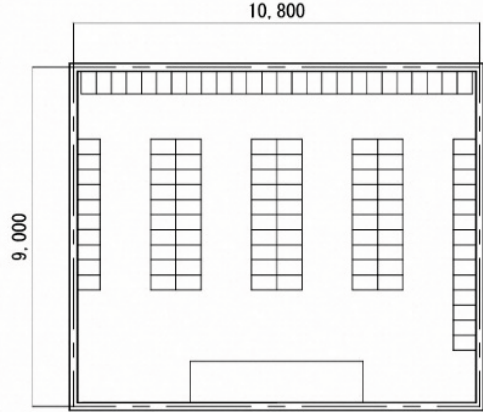
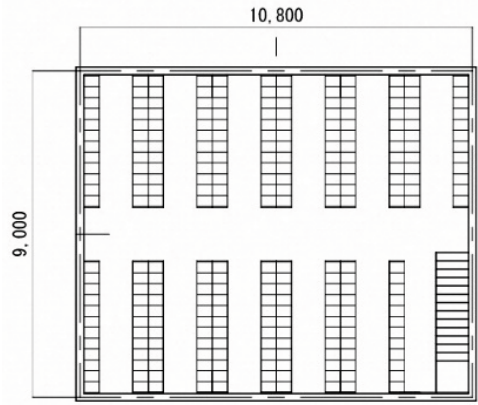
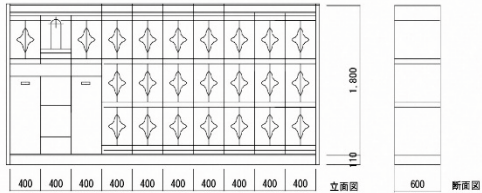
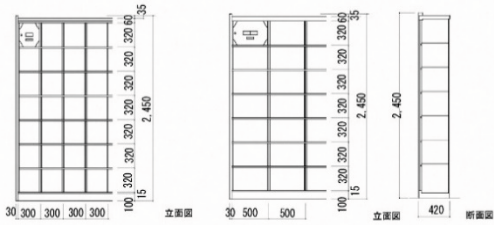


【③庭園型施設イメージ】
メモリアルグリーン合葬式慰霊碑型納骨施設
（横浜市）

4) 納骨堂と合葬式墓地の規模参考例

① 納骨堂

- ・現在の納骨堂は、建物内の各納骨壇の前で参拝する「直接参拝方式」となっています。参拝方式により建物の構造や安置可能数が変わります。

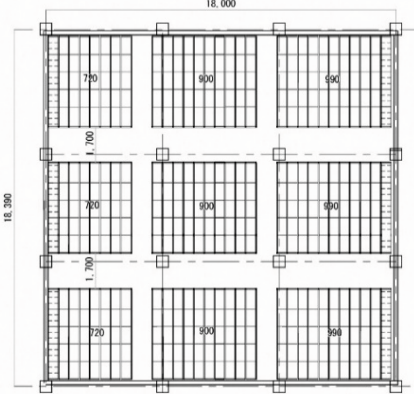
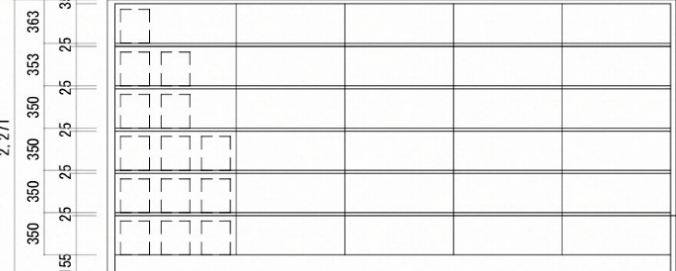
項目	現行型	改良型
規 模	既存納骨堂と同規模 (約 100 m ² ×2 室)	既存納骨堂と同規模 (約 100 m ² ×2 室)
骨 壺 の 安置方法	既存納骨壇と同様 (1 体～複数体用)	1 体用納骨壇 (30cm×30cm×30cm)
参拝方式	直接参拝方式 (建物内の各納骨壇の前で参拝)	間接参拝方式 (建物内に入らず決められた場所で参拝)
平 面		
納 骨 壇 イメージ		
安置可能数 (目安)	400 体×2 室=800 体	1,850 体×2 室=3,700 体

納骨堂の建て替えに際しては、以下の 3 パターンが考えられます。(床面積 200 m²の場合)

- 【パターン 1】 現行型による直接参拝方式 (安置可能数：400 体×2=800 体)
- 【パターン 2】 改良型による間接参拝方式 (安置可能数：1,850 体×2=3,700 体)
- 【パターン 3】 現行型と改良型の併用方式 (安置可能数：400 体+1,850 体=2,250 体)

② 合葬式墓地

- ・合葬式墓地は、遺骨を骨壺の状態で一定期間安置するスペースと、一定期間安置した後に遺骨を布袋等に納めて合葬（埋蔵）するスペースが必要と考えられます。

項目	合葬式墓地（一定期間安置スペース）
規模	敷地条件より約 100 m ² ～200 m ²
安置方法	移動棚（可動書架を利用）、6 段型
参拝方式	間接参拝方式（建物内に入らず決められた場所で参拝）
平面	<p>例) 18.0m×18.0mの場合のレイアウト案</p> 
安置イメージ	 <p style="text-align: right;">立面図</p>
安置可能数 （目安）	100 m ² で約 2,500 体

5) 「市民墓（仮称）」（無縁墳墓）の取り組み

現在、引取り手のない遺骨を埋蔵している無縁墳墓は名称の変更を検討し、「市民墓（仮称）」等とし、公共の福祉として自治体と市民で弔う施設という位置づけを明確にします。

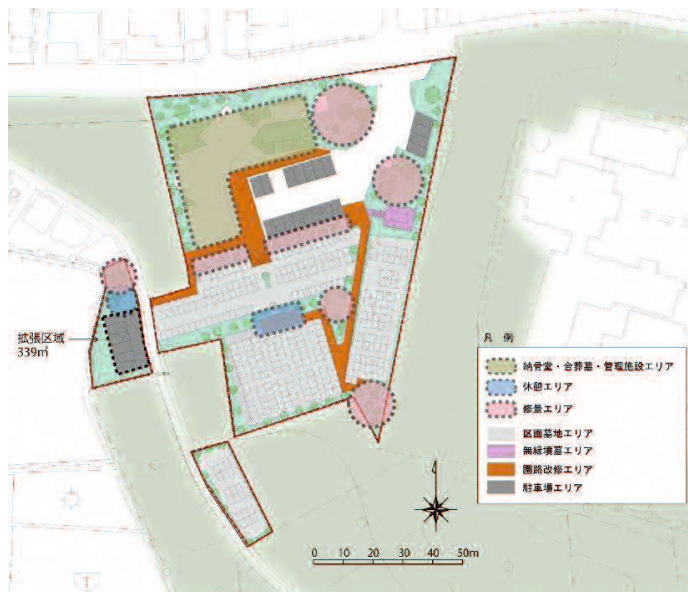
現状の役割を維持しつつ、合葬式墓地と統合する等、必要に応じて見直しを図ります。

6) 公園墓地としての空間づくりに関する取り組み

美しく居心地がよく、気軽に行ってみたいという気持ちになる公園のような墓地を目指して、安行の特性を生かした植栽や憩いの場となるようなつくりを検討します。

トイレや休憩所、園路等はユニバーサルデザインに適合していない箇所もあることから、誰もが快適に利用していただけるよう検討します。

■全体イメージ



植物による彩りのある修景・休憩エリアの検討
(参考写真：東京都中央区の緑地)



安行らしい植木等を活用した魅力向上の検討
(写真：安行霊園)



ユニバーサルデザインに配慮した園路への改修
(写真：安行霊園)



段差解消に加え、居心地の良い休憩所への改修
(写真：安行霊園)

7) 再整備後の広報に関する取り組み

納骨堂や合葬式墓地の利用を求める方々に向けて、効果的かつ継続的に周知を行うことで、収蔵数を増やしたこれらの施設を無駄なく活用していきます。

3. 今後の予定

今回策定した基本方針を基に、基本計画、設計、工事等を順次進めていきます。



基本計画 (令和4年度)	納骨堂や合葬式墓地等の必要となる設備について、具体的な建物の規模や構造、デザイン、運用方法、スケジュール等を計画します。
基本設計・実施設計 (令和5年度以降)	実際の工事に必要な設計を行います。

<用語の解説>

墓理法に規定されていない用語については、本方針では以下のとおりとしています。

用語	解説	該当ページ
埋葬	死体を土中に葬ること。(墓理法第2条)	-
埋蔵	焼骨を墳墓に納めること。	3
収蔵	焼骨を納骨堂に納めること。	6
改葬	埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと。(墓理法第2条)	4
承継	墓地や納骨壇等を使用しているものが死亡した場合などに、祭祀主宰者が墳墓や遺骨、霊園の使用許可等を引き継ぐことを指す。	3
墳墓	死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。(墓理法第2条)	-
墓地	墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(川口市の場合は川口市長)の許可を受けた区域をいう。(墓理法第2条)	1
墓所	墓地内の墓を設けるために造成した区域。または墓地内で個人に墳墓を設けるために使用することを許可する区画された土地の一部を指す。	3
区画墓地	個々に区画分けされ、墓石やプレート等を設置した墓地(墓所)を指す。	1
公園墓地	墓石や植栽などを揃え、統一した景観を施した墓地を指す。	3
霊園	墓所のほか、樹木や休憩スペース等を有する墓地を指す。	1
公営墓地(霊園)	都道府県や市町村が経営する墓地(霊園)を指す。	1
民間墓地(霊園)	宗教法人等、自治体以外が経営する墓地(霊園)を指す。	1
寺院型墓地	寺院の院内や境内の隣接地において管理・運営している墓地を指す。	9
事業型墓地	宗教法人等が寺院の院内以外に設置した墓地を指す。 一般的に宗派を問わない場合が多い。	9
納骨堂(納骨壇)	他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。(墓理法第2条) 遺骨を安置する屋内施設で、ロッカー式や参拝スペースに自動で運ばれてくる自動搬送式等といったタイプの設備を備える。	1
合葬式墓地	ひとつの埋蔵場所に共同で多くの遺骨を納める墓地を指す。	1
樹木型墓地	墓石の代わりに植樹された樹木をシンボルとした墓地を指す。	3
無縁墳墓	死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂をいう。(墓理法施行規則第3条) 本霊園で管理している無縁墳墓においては、承継者や縁故者がおらず、引取り手がない遺骨を納める施設を指す。	6
行旅死亡人	本人の氏名または本籍地・住所等が不明で、遺体の引取り手がない死者を指す。	6

※墓理法：「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」

※該当ページは最初に記載された場所となります。